

建設業も時間外労働の 上限規制が※適用されます。

※令和6年4月1日より適用

年次有給休暇の取得促進

適正な工場の建設

フルハーネス型の墜落制止用器具の使用

溶接工場の安全対策の徹底



時間外労働の上限規制について

時間外労働の上限は、原則として月45時間、年360時間とし、臨時的な特別な事情がなければこれを超えることはできません。適用を猶予されていた建設業も令和6年4月1日から上限規制が適用されます。

(詳しくは裏面をご確認ください。)

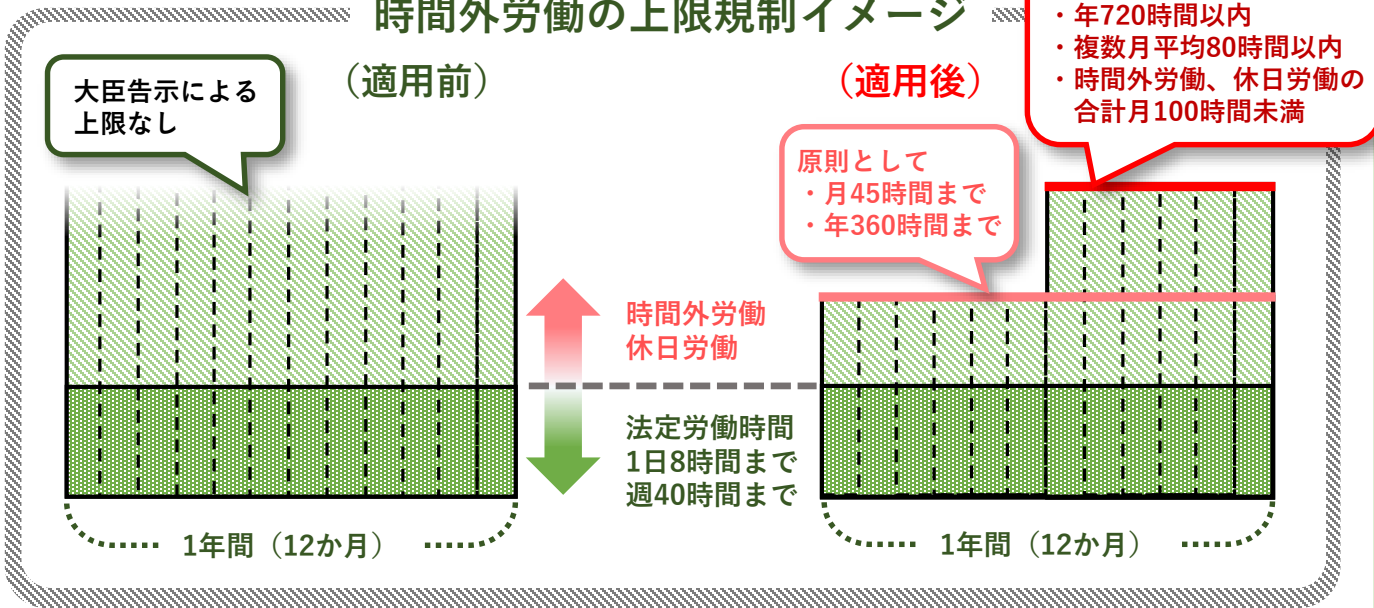
建設業での時間外労働の上限規制（令和6年4月1日より適用）

これまで建設業は、時間外労働・休日労働に関する協定届（36協定）で定める時間外労働の上限（大臣告示）の適用を除外されていましたが、令和6年4月1日より時間外労働の上限が原則として**月45時間**、**年360時間**となります。また、臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合（特別条項）でも、以下の上限を超える時間外労働・休日労働はできなくなります。

- ①時間外労働が**年720時間以内**
- ②時間外労働と休日労働の合計が**月100時間未満**
- ③時間外労働と休日労働の合計について、「2か月平均」「3か月平均」「4か月平均」「5か月平均」「6か月平均」がすべて**1か月当たり80時間以内**
- ④時間外労働が月45時間を超えることができるのは**年6か月まで**

ただし、災害時の復旧、復興の事業に関しては、②と③の規定は令和6年4月1日以降も適用されません。

時間外労働の上限規制イメージ



関係法令の改正について

①フルハーネス型の墜落制止用器具の使用

平成31年2月の改正により、安全帯から「墜落制止用器具」に変更され、猶予期間を経て、令和4年1月2日から完全施行されました。高所作業ではフルハーネス型等の要求性能墜落制止用器具の使用が必要になります。

安全帯が「墜落制止用器具」に変わります！
パンフレット☞



②金属アーク溶接等作業に対する健康障害防止措置

金属アーク溶接による溶接ヒュームの有害性が明らかとなり、令和3年4月に特定化学物質障害予防規則等が改正されました。金属アーク溶接作業を行う事業場では、作業方法、作業環境、健康管理の拡充が必要になります。



金属アーク溶接等作業を継続して屋内（屋外）作業場で行う皆さまへ
☞パンフレット

③石綿障害予防規則の改正

石綿ばく露による健康障害を防止するため、令和2年7月の石綿障害予防規則改正により、解体工事における事前調査、工事開始前の届出、石綿の除去方法、作業の記録などが規定されました。石綿総合情報ポータルサイトで改正内容等が確認できます。

石綿対策は、“みなさま”に関わる問題です。
リーフレット☞

